

## 省エネ適判業務の開始等（予定）のお知らせ

日頃より当機構の確認申請等業務につきまして、ご利用を賜り誠にありがとうございます。  
令和7年4月の建築基準法及び建築物省エネ法の改正に伴い、業務内容について以下のとおり変更する予定にしております。

今後とも適正、迅速、丁寧なサービスを提供していく所存でございますので、引き続き当機構をご愛顧賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

### 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務（省エネ適判）の開始について

原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられることに伴い、登録建築物エネルギー消費性能判定機関として省エネ適合性判定業務を開始する予定です。（※電子申請が可能です）

#### ■ 対象建築物等

- ・ 建築確認等の業務範囲内の建築物

#### ■ 開始日（予定） 令和7年4月1日（火）

### 2 建築確認及び検査等の業務範囲の変更について

建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直しに伴い、当機構の取扱う対象建築物を以下のとおり変更する予定です。

#### ■ 対象建築物等

- ・ 新第2号に規定する建築物のうち、階数が2以下、1棟の延べ面積の合計が300㎡以下、高さ16m以下の木造建築物
- ・ 新第3号に規定する建築物
- ・ 型式認定住宅

#### ■ 変更日（予定） 令和7年4月1日（火）

### 3 その他（留意事項等）

- ✓ 令和7年4月1日施行日前には4号特例による申請が多くなることが予想されます。  
4月前に着工を予定される場合は特にご注意ください、一定の余裕をもって確認申請の手続きをお願いします。
- ✓ 令和7年4月よりも前に工事着手予定で確認済証を受けた場合でも、実際の工事着手が4月以降となった場合は、完了検査時に省エネ基準への適合確認が必要になります。  
省エネ基準への適合が確認できない場合、検査済証が発行できませんのでご注意ください。